

## （仮称）阪南市心とこころをつなぐ手話言語条例（案）逐条解説

手話は、日本語（音声言語）と異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者及び手話を使用する者にとっては、日常生活及び社会生活を営む上で欠かせない意思疎通のための手段です。

ろう者及び手話を使用する者は、他者とのコミュニケーションを図るのみならず、物事を考え、互いを理解し合うため、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語である手話を大切に育み、受け継いできました。

しかし、これまで手話が言語として社会に認められてこなかったことから、手話を使用する環境が整備されず、ろう者及び手話を使用する者は、職場や地域などにおいてコミュニケーションが制限され、必要な情報を十分に得ることが難しく、多くの不便や不安を感じながら不自由な生活を強いられてきました。

こうした中、平成18年に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約において、「手話は言語である」と定義され、手話が言語として国際的に認められました。また、我が国においては、平成23年に障害者基本法（昭和45年法律第84号）が改正され手話が言語として位置付けられ、令和7年に手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年法律第78号）が施行されたことにより、手話に関する施策を総合的に推進することと定められました。

阪南市は、「手話は心とこころをつなぐ言語である」という認識に基づき、ろう者及び手話を使用する者並びに手話への理解の促進、手話の普及と併せて、手話文化の保存、継承、発展に努めることにより、誰もが地域で支え合いながら合理的配慮が適切に行われ、安心して心豊かに暮らすことができる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

## 【解説】

- ・阪南市心とこころをつなぐ手話言語条例には、手話は言語であることが広く認識され、手話の普及を通じて、ろう者とろう者以外の誰もが互いに尊重し合い、安心して暮らせるまちを目指すというろう者やその支援者等の思いが込められています。
- ・手話に関する施策の推進に関する法律では、ろう者に対する記述が一切ありませんが、本市条例においては、当事者団体等のヒアリングにて、聴覚障がい者でなくろう者という表記の要望があり、団体等の意見を尊重しろう者と表記しています。
- ・聴覚障がい者が自身のアイデンティティとしてろう者であることを自覚し、手話言語を尊重し、ろう者コミュニティの一員であることを誇りに思う気持ちを表すことで、ろう者としての経験や文化を肯定的に捉え、社会の中で堂々と生きるための原動力になると考えて います。
- ・これまで手話が言語として認められてこなかったことから、手話を 使用することができる環境が整えられず、ろう者及び手話を使用する者は、学校や職場、地域などにおいて、コミュニケーションが制限され、多くの不便や不安を感じながら生活せざるを得ませんでした。
- ・障害者の権利に関する条約は、平成18年12月、国連総会で採択され、第2条で言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうと定義されています。
- ・平成23年7月29日に障害者基本法が改正され、第3条に言語に 関しての規定が設けられ、手話は言語に含まれることが明記されました。が、障害者基本法の諸規定だけでは手話言語に関する権利を十分に保証したとはいえないことから、手話言語法、手話言語条例の 制定が求められるようになりました。
- ・手話言語法案については、令和元年第198回国会において提出さ

れましたが、審議未了で廃案となりました。その後、令和6年6月に法案が再提出されましたが、前回同様に廃案となりました。令和7年6月18日、第213回国会において、手話に関する施策の推進に関する法律が全会一致で可決されました。

- ・手話が言語として使用できる社会的環境を整備するためには、言語として多くの人に認識され、手話を習得する機会の確保やより多くの機会で手話を使用することができるようになります。
- ・手話文化とは、手話による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産をいいます。
- ・第7期阪南市障がい福祉計画の基本視点として、「障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援」が定められており、障がいの有無に関わらず、相互に人格及び個性を尊重し合いながら地域共生社会の実現を目指すことを謳っています。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者及び手話を使用する者並びに手話への理解の促進、手話の普及を図り、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、全ての市民が地域共生社会の実現を目指すことを目的とする。

【解説】

- ・本市が条例を制定する目的について定めています。
- ・地域共生社会とは、障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で互いに支え合い、協力し合いながら安心して暮らせる社会のことです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 主に手話を言語として日常生活及び社会生活を営む聴覚障がい者をいう。
- (2) 市民 市内に在住、在勤又は在学をする個人をいう。
- (3) 事業者 市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。

【解説】

- ・ろう者とは、生まれつき又は音声言語を習得する前に失聴した聴覚障がい者をいいます。文化的・言語的観点から、他者とのコミュニケーションには、音声言語ではなく日常的に手話を使用することが一般的です。

(市の責務)

第3条 市は、前文にのっとり、手話に関する施策を総合的に推進するものとする。

- 2 市は、前項に規定する施策と市が別に定める障がい者・障がい児の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。
- 3 市は、手話に関する環境整備が促進されるよう、事業者に対し必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

【第1項関係】

- ・前文の理念と第1条の目的を実現するために、市が必要な施策を推進することを定めています。
- ・手話に関する施策とは、手話の普及を図るための施策、手話による意思疎通及び情報発信、情報取得の機会拡大を図るための施策、手話通訳者の養成、設置の拡充等、手話による意思疎通を支援するための施策等があります。
- ・手話の普及を図るための施策として、ろう者及び手話を使用する者及び手話への理解の促進、広報誌や市ウェブサイトによる啓発、リーフレットの配布や手話体験講座の開催等を念頭に置いています。
- ・手話による意思疎通及び情報発信、情報取得の機会拡大を図るための施策として、手話通訳者の派遣、聴覚障がい者用情報受信装置等日常生活用具の給付、その他聴覚障がい者への情報提供の機会の拡大等を念頭に置いています。
- ・手話通訳者の養成、設置の拡充等、手話による意思疎通を支援するための施策として、市主催による上級手話講座の開催、市役所をはじめ保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校における手話講座の開催、市民福祉課に手話通訳士の配置等を念頭に置いています。

- ・手話に関する施策の推進に関する法律第15条において、手話通訳者等の人材の確保等が市の責務として定めています。
- ・手話に関する施策の推進に関する法律第14条において、国民の間に広く手話に関する理解と関心を深めるようするため9月23日を「手話の日」と定め、その趣旨にふさわしい行事を実施するよう定めています。

### 【第2項関係】

- ・手話に関する施策の推進に関する法律第4条において、市の障害者計画等にこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようするものとすると定めていることから、手話に関する施策を推進していくため、市が別に定める障がい者・児の福祉に関する計画の中に、手話に関する施策を含む必要があります。
- ・手話に関する施策の実施状況の点検及び見直しについては、計画の進捗管理を通じて行なっていきます。

### 【第3項関係】

- ・手話に関する施策の推進に関する法律第9条において、職場における環境整備として、事業者に対する市の責務を定めています。
- ・大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例第5条では、府は、聴覚障がい者が勤務する事業者による手話を習得することのできる機会の確保を図るため、事業者に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとすると定めています。

(市民の役割)

第4条 市民は、前文に対する理解を深め、前条の規定に基づき、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

- ・手話に関する施策の推進に関する法律第13条において、手話に関する国民の理解と関心の増進を定めています。
- ・大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例第2条第2項において、府民は、手話を言語として認識するよう努めるものとすると定めています。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、前文に対する理解を深め、ろう者及び手話を使用する者が利用しやすいサービスの提供並びに働きやすい環境の整備に努めるとともに、手話を使用しやすい環境の整備や市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

- ・事業者とは、企業や団体、店舗のことであり、目的の営利・非営利、個人・法人を問いません。個人事業主やボランティア活動をするグループも事業者に含みます。
- ・事業者がろう者に対して、サービスを利用しやすくするような配慮（令和3年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が一部改正され、令和6年4月1日から事業者による合理的配慮の提供が義務化）と事業者としてろう者に対しての環境整備（電話等音声以外の通信手段の確保、従業員に対する手話習得の機会の確保等）について努めるよう定めています。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

- ・条例に定めていない細目については、規則や要綱等で定めます。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。